

広域連携について

事務の共同処理の仕組みと運用(概要)

共同処理制度	制度の概要	運用状況(H20.7.1現在)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">法人の設立を要しない簡便な仕組み</p>	<p>地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○設置件数: 284件 ○主な事務: 広域行政圏計画の策定等122件(43.0%)、小中学校の運営など教育関係87件(30.6%)、環境衛生20件(7.0%)
	<p>地方自治法の一部を改正する法律案(平成22年3月5日閣議決定)では、行政機関や内部組織などの共同設置を可能に。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○設置件数: 407件 ○主な事務: 介護保険認定審査142件(34.9%)、公平委員会116件(28.5%)、障害区分認定審査108件(26.5%)
	<p>地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、複数の地方公共団体が共同で設置する制度。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○委託件数: 5,109件 ○主な事務: 公平委員会1,169件(22.9%)、住民票等の交付936件(18.3%)、競艇838件(16.4%)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">別法人の設立を要する仕組み</p>	<p>地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。</p>	
	<p>地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○設置件数: 1,664件 ○主な事務: ごみ処理422件(25.4%)、し尿処理386件(23.2%)、消防297件(17.8%)、救急295件(17.7%)、火葬場233件(14.0%)
	<p>地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○設置件数: 111件 ○主な事務: 後期高齢者医療49件(44.1%)、介護保険47件(42.3%)、広域行政圏計画の策定等30件(27.0%)、障害者福祉28件(25.2%)
	<p>地方公共団体が、地域開発の根幹となる建設事業を総合的かつ一体的に実施するために設ける特別地方公共団体。共同処理する事務は、公共施設の建設事業や関連する用地の取得・造成等に限定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○設置件数: 1件
<p>全部事務組合: 町村が、その事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。 役場事務組合: 町村が、執行機関に係る事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和35年以降 活用例なし 	

地方自治法の一部を改正する法律案(平成22年3月5日閣議決定)では、廃止。

(注) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

一部事務組合と広域連合の主な相違点

区 分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	・特別地方公共団体	・同左
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 ・複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備する。
処理する事務	・構成団体に共通する事務 ・複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない	・広域にわたり処理することが適当である事務 ・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない
国等からの事務移譲等	-	・国又は都道府県は、その行政機関の長(都道府県についてはその執行機関)の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる。 ・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に(その他の広域連合は都道府県に)、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部(その他の広域連合の場合は都道府県知事の事務の一部)を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。
構成団体との関係	-	・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。 ・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。なお広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない。 ・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。
設置の手續	・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	・同左(ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議)
直接請求	・法律に特段の規定はない。	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。
組織	・議会—管理者(執行機関) ・複合的一部事務組合にあっては、管理者に代えて理事会の設置が可能	・議会—長(執行機関)
議員等の選挙方法等	・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。	・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による。

共同処理制度の運用状況(方式別)

- 共同処理の方式別の活用状況は、事務の委託が最も多く、その件数は5,109件で全体の67.4%を占めている。これに次いで多いのは、一部事務組合の1,664件(22.0%)機関等の共同設置の407件(5.4%)となっている。
- 一部事務組合の設置件数は、昭和49年以降すう勢的に減少している。これは、主に複合的一部事務組合制度の創設(昭和49年)や多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するため、平成7年に創設された広域連合制度への既存の一部事務組合が統合等されたためと考えられる。また、いわゆる平成の大合併以降、減少傾向に拍車がかかっている。
- 広域連合は、平成18年度末に各都道府県において、後期高齢者医療広域連合が設立されたこともあり、設立件数が100件を超えている。

図 共同処理の方式別割合(平成20年7月1日現在)

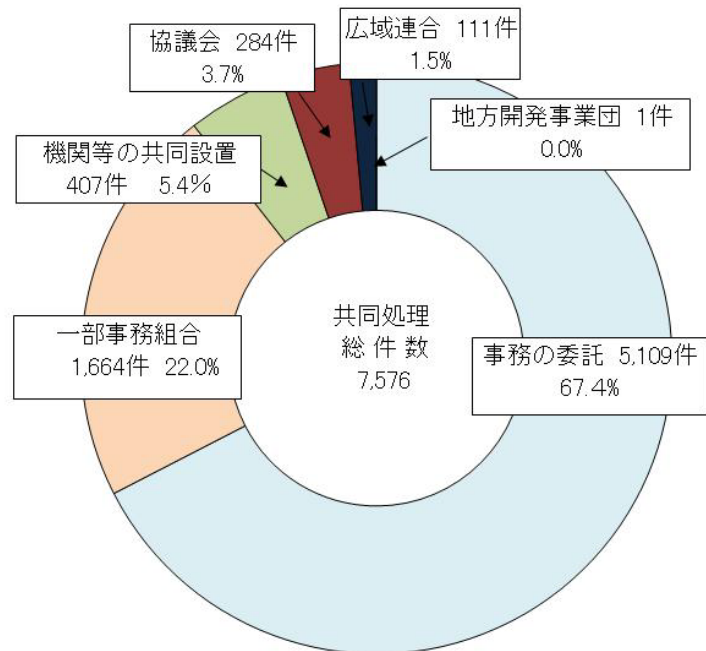
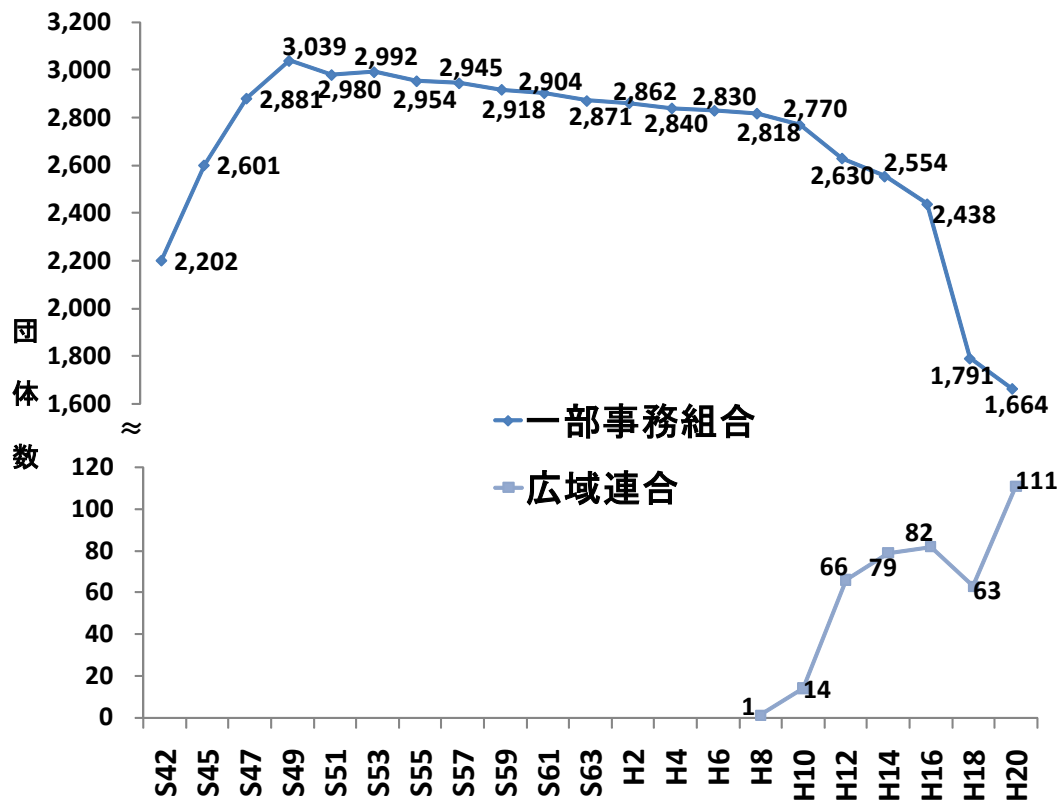


図 一部事務組合及び広域連合設置数の推移



共同処理制度の運用状況(事務・方式別)

(平成20年7月1日現在)

事務の種類	共同処理の方法					
	協議会	機関等の 共同設置	事務の 委託	一部事 務組合	広域連合	計
広域行政圏計画・ふるさと市町村圏計画に係るもの	110			158	30	298
農業用水	11		73	33		117
林道・林野(山林の保護管理等を含む)	2		6	93	3	104
病院・診療所	3	1	48	135	4	191
児童福祉			46	27	1	74
老人福祉	1		18	127	13	159
障害者福祉	4	108	51	80	28	271
介護保険	2	142	42	123	47	356
後期高齢者医療			15	1	49	65
上水道	5		39	106	1	151
下水道	7		196	34	2	239
ごみ処理	2		107	422	25	556
し尿処理			79	386	14	479
火葬場	3		71	233	14	321
小学校	8		74	11		93
中学校	8		65	31		104
社会教育(青少年育成施設等の管理運営を含む)	28	1	18	44	4	95
消防	1		152	297	19	469
救急	1		140	295	19	455
職員研修	5		61	57	15	138
退職手当			80	48		128
公務災害		6	364	43		413
公平委員会		114	1,169	10	4	1,297
競輪・競馬・競艇	1		838	31		870
会館・共有財産等の維持・管理	2		44	87	5	138
住民票写しの交付			936			936